

富士見市国民保護計画 の変更について

令和4年3月23日（水）

富士見市国民保護協議会

富士見市国民保護計画の変更について（国の基本指針の変更の反映）

○「弾道ミサイル攻撃の場合の留意点」について追加

No.	頁	理由	区分
1	P9	国の基本指針変更	新規
編	章	節	該当箇所
第1編	総則		3 弾道ミサイル攻撃の場合 (2) 留意点
第6章	武力攻撃等の態様と留意点		
第1節	武力攻撃等の特徴と留意点		
新			旧
<p>市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、県や国と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</p>			【新規】

○「避難施設の指定要件」に「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加

No.	頁	理由		区分
2	P23	国の基本指針変更		新規
編	章	節	該当箇所	
第2編	平時における準備編		1 県の避難施設の指定への協力 【避難施設の指定要件】②	
第4章	避難の指示			
第6節	避難施設の周知と施設管理者との連絡体制			
新			旧	
<p>【避難施設の指定要件】</p> <p>② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</p>			【新規】	

富士見市国民保護計画の変更について（国の基本指針の変更の反映）

○武力攻撃事態等に特有な訓練の実施について追加

No.	頁	理由	区分
3	P35	国の基本指針変更	変更
該当箇所			
第2編	平時における準備編		
第11章	訓練の実施等		
第2節	市の訓練		
新		旧	
<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC[*]攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>		<p>実施にあたっては、昼夜時間帯の異なる人や外国人がいること、多様な業種の事業所が存在することに配慮するよう努める。</p> <p>また、国や県等との合同訓練の実施に努めるとともに、町会及び自主防災組織単位でのきめ細かな訓練の実施に努める。</p>	

※NBC・・・「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

【内閣官房国民保護ポータルサイト】

富士見市国民保護計画の変更について（国の基本指針の変更の反映）

※ ○NBC攻撃による汚染への対応時の留意事項を追加

No.	頁	理由	区分
4	P64	国の基本指針変更	新規
編	章	節	該当箇所
第3編	武力攻撃事態等対処編		5 NBC攻撃による汚染への対処 (4) 対応時の留意事項 ①核兵器等 (オ)
第5章	武力攻撃災害への対処措置		
第2節	応急措置等の実施		
新			旧
(オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。			【新規】

※NBC・・・「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

【内閣官房国民保護ポータルサイト】

富士見市国民保護計画の変更について（県との事前相談結果の反映）

○「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の改称について追加

No.	頁	理由	区分
5	P1	県との事前相談	変更
該当箇所			
第1編 総則 第2章 計画策定の背景・経緯			
新		旧	
<p>平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、～</p>		<p>平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が、～</p>	

有事関連三法（平成15年6月）

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

安全保障会議設置法の一部改正法

自衛隊法等の一部改正法

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

平成27年9月武力攻撃事態対処法改称

○警報の市民への周知方法に、「情報伝達手段の多重化等の推進」を追加

No.	頁	理由	区分
6	P21	県との事前相談	新規
編	章	節	該当箇所
第2編	平時における準備編		1 市民への周知方法、周知内容 (1) 市民への周知方法 ①
第4章	避難の指示		
第4節	避難の指示の周知		
新			旧
① 市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。			【新規】

○「県の避難施設の指定への協力」を追加

No.	頁	理由	区分
7	P23	県との事前相談	新規
編	章	節	該当箇所
第2編 第4章 第6節	平時における準備編 避難の指示 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	1	県の避難施設の指定への協力
新			旧
<p>県は、避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県の示す以下の基準を満たす施設の情報を提供するなど、県の避難施設の指定に協力する。</p>			【新規】

富士見市国民保護計画の変更について（県との事前相談結果の反映）

○「県の選定する主な情報提供場所」を追加

No.	頁	理由	区分
8	P28	県との事前相談	新規
編	章	節	該当箇所
第2編	平時における準備編		1 物資集積地の決定及び受入れ 情報提供場所の選定
第6章	緊急物資運送計画の策定		
第2節	応援物資の受入れ体制の整備		
新			旧
【県の選定する主な情報提供場所】 ○ 高速道路のパーキングエリア又は料金所 ○ 道の駅 ○ 主要な国道の隣接地			【新規】

○「電話その他の通信設備の提供」を追加

No.	頁	理由	区分
9	P60	県との事前相談	新規
該当箇所			
第3編	武力攻撃事態等対処編		
第4章	避難住民等の救援措置		
第6節	電話その他の通信設備の提供		
新			旧
<p>市は、県と協力して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行う。</p>			【新規】

○富士見市組織改正の反映

No.	頁	理由	区分
10	P40	富士見市組織改正	変更
編	章	節	該当箇所
第3編	武力攻撃事態等対処編		1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務 (1) 組織の体系について
第1章	実施体制の確保		
第2節	市国民保護対策本部等の組織等		
新		旧	
<p>本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員で構成し、同構成員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長、教育長</p> <p>ウ 危機管理監 危機管理監</p> <p>エ 本部員 各部局長</p>		<p>本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長、国民保護担当部長</p> <p>ウ 本部員 各部局長、教育長、消防長</p>	
本部員	総務部長 子ども未来部長 建設部長 教育部長	政策財務部長 健康福祉部長 会計室長 学校統括監	協働推進部長 経済環境部長 議会事務局長 市民部長 都市整備部長 監査委員事務局長

※組織は、富士見市地域防災計画「災害対策本部組織」に準じる。